

「愛知県消費者行政推進計画」(概要)

推進計画策定の背景

- 消費者を取り巻く環境の変化や食品の産地等の偽装表示、身近な製品による死亡事故等が相次いだことにより、消費者の不安、不信が高まり、複雑、多様化する消費者トラブルに対して迅速かつ効果的な対策が求められている。
- 国による消費者行政一元化のための「消費者庁」創設の検討が進められており、本県も、これに対応した消費者行政の一体的かつ効果的な推進が求められる。
(平成 20 年諮問時の状況)

推進計画策定の経緯

- ・平成 20 年 11 月 21 日
知事から「愛知県消費者行政推進計画(仮称)のあり方について」を諮問
- ・平成 20 年 12 月～21 年 10 月
愛知県消費生活審議会専門部会で審議(6回)
- ・平成 21 年 11 月 30 日
知事へ答申
- ・平成 22 年 2 月 11 日～3 月 10 日
計画案に対するパブリックコメント実施
- ・平成 22 年 3 月 29 日
推進計画の公表

推進計画の主な内容

- 計画の性格 本県における消費生活に関する施策について、総合的かつ計画的に推進していくための指針
- 計画期間 平成 22 年度～平成 26 年度(5 年間)
- 計画の構成 3 つの目標と 92 の個別施策で構成
- ①消費者被害の救済・未然防止の強化 24 施策
 - ②主体性のある消費者の育成 24 施策
 - ③消費生活の安全・安心の確保 44 施策
- 92 施策のうち、11 施策については計画前半(平成 22、23 年度)に集中的に取り組むものとする
- 推進体制
- ・「愛知県消費者行政推進会議」の設置
推進計画に位置づけられた事業を所管する関係課室長(23 課室)で構成
 - ・「愛知県消費者行政連絡協議会」の設置
市町村と一体となって、情報の共有に努め、緊密な連携を図る

計画の体系

基本
理念

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現

目 標

取 組

① 消費者被害の救済・未然防止の強化

- ① 県の消費生活相談体制の強化
- ② 市町村の消費生活相談体制強化に向けた支援
- ③ 被害防止のための関係機関との連携
- ④ 被害防止に向けた事業者指導等
- ⑤ 悪質事業者に対する厳正な処分
- ⑥ 近隣県との広域連携による悪質事業者対策

24 施策

② 主体性のある消費者の育成

- ① 消費者教育の推進
- ② 消費生活に関する多様な情報発信
- ③ 消費者被害の拡大防止及び未然防止のための啓発
- ④ 消費者団体等の活動促進
- ⑤ 環境問題への対応

24 施策

③ 消費生活の安全・安心の確保

- ① 食の安全・安心の確保
- ② 商品・サービスの安全確保
- ③ 規格・計量・表示の適正化
- ④ 生活関連物資等の安定供給
- ⑤ 消費生活における情報の収集
- ⑥ 収集情報に基づく事業活動等への反映

44 施策

短期集中的に取り組む施策(11 施策)

【計画期間前半(H23 年度まで)の目標】

- 県の消費生活相談体制の強化
 - ・消費生活相談員の増員
月額(週 4 日勤務)相談員数 26 名
 - ・消費生活相談員への研修の実施
相談員全員に国民生活センター専門研修を全員に受講させるとともに、アドバイザー等についてもより高度な研修を受講させる
- 市町村の消費生活相談体制強化に向けた支援
 - ・市町村への相談窓口開設等の促進
消費生活相談窓口開設市町村数 全市町村
 - ・消費生活相談アドバイザーによる支援
消費生活相談アドバイザー増員数 5 名
 - ・消費生活相談員候補者の養成
相談員候補者養成数 60 名(新規)
- 被害防止のための関係機関との連携
 - ・地域包括支援センター等の関係機関と連携し、消費生活相談サポーターを養成
消費生活相談サポーター養成数 600 名
- 消費者教育の推進
 - ・消費者教育モデル校の選定
モデル校(高校)の選定数 5 校
 - ・高齢者等への講座の実施
形態を工夫した講座の実施回数 年 16 回(新規)
 - ・若者への講座の実施
講座の実施回数 年 48 回
- 消費生活に関する多様な情報発信
 - ・新しい手段による消費生活情報の提供
消費生活モニターによる消費者啓発事業の認識率 83.0%
 - ・WEB ページによる情報の提供
消費生活情報サイト(仮称)企画・制作(新規)